令和2年第8回日高市農業委員会議事録

開	催月	日	令和2年7月27日(月)								
開	催場	所	日高市役所 301会議室								
開	催時	刻	午後1時30分	ं							
閉	会 時	刻	午後2時40分	ं							
議		長	福井 一洋								
	議席番号		氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席				
	1	森	谷進	出席	8	吉原 一雄	出席				
	2	島	村実	出席	9	梅澤 三子	出席				
農	3	福	嶋輝幸	出席	1 0	清水 典子	出席				
業	4	嗚	河 のり子	出席	1 1	江連 喜美	出席				
委	5	横	田 拓也	出席	1 2	小岩井 義則	出席				
員	6	浅	田 カヨ子	出席	1 3	道谷 淳史	出席				
	7	松	·田 浩幸	出席	1 4	福井 一洋	出席				
推進委員	1	山	口順	出席	4	安藤 俊吾	出席				
	2	紫	藤清司	出席	5	加藤 正明	出席				
適化	3	眞	通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席				

議事											
関係											
出席者											
事 務 局	事務局長	樋口	成男	主幹	市川	徹	主耆	大河原	喜浩	大森	充浩
傍 聴 人											

議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第24号 農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第6 議案第25号 別段の面積の設定について

日程第7 専決処分の報告について

その他

これより、議事に入ります。 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名 日程第1議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 13 番、3番にお願いします。 日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 議 長 日程第2議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について審 議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 事 務 局 〈議案朗読〉 長 本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。 議 7番 23日に現地を確認してきました。申請地は、JAいるま野高麗支店の西側 に位置します。現地は、ネギ、里芋などが作付けされていました。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 議 長 申請人は〇〇〇〇として、市内で障害福祉施設〇〇〇を運営する法人です。 事 務 局 今回、社会福祉事業の一環として、申請地に近接する○○○○という店舗を 有する○○○施設に通う、施設利用者の農作業場所とすることを目的として おり、ここで収穫した作物については、同施設で製造するパンなどの材料に する計画としています。農作業から製造まで携わることで、施設利用者の就 労支援をすることも目的としています。 なお、作付け計画では、さつまいも、じゃがいもなどの露地野菜を作付け することとしています。 なお、農地法の規定に営利を目的としない、社会福祉法人の農地の権利取 得が定められています。 只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願 議 長 いします。 委 員 ありません。 議 長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。 委 員 異議なし。 議 長 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。 日程第3 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第3議案第22号農地法第4条の規定による許可申請について審 議 長 議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 事 務 局 〈議案朗読〉 本件担当の10番、申請地の状況について説明をお願いします。 議 長 10番 21日に現地を確認してきました。申請地は、高萩中学校の北側の道路を南 西へ進み、高萩団地を抜けた先の交差点を左折した左側に位置します。現地 は除草がされ、きれいになっており、一部は作付けされた形跡もありました。 議 長 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

申請人は現在、実家にて家族〇人で生活しています。子供の成長に伴い、 家財道具なども増え、生活スペースに手狭となってきたため、住宅を建てる 計画をし、今回の申請に至っています。

申請地の選定理由については、申請人の自己所有地であり、現在の生活環 境を変えず、また、親の面倒を見ることなどの理由に適した場所ということ で選定しています。なお、実家を改築するなどの検討もしましたが、親の意 向で現在の家を残したいとのことであったため、断念したとのことです。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま す。

議 長

只今、10番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願 いします。

3番 議長

当該申請には関係ありませんが、申請地奥側の土地、地番 563 番、564 番、 566番、567番の所有者は、どのような方でしょうか。申請地に住宅ができる と入りづらくなるような気がします。耕作はされているのでしょうか。

申請人とは別の所有者となります。

耕作されている畑です。

事 務 局 10番

3番

繰り返しになりますが、当該申請とは関係ありませんが、申請地奥側の所 有者と利用状況が気になりますので、次回の総会時に教えてください。

わかりました。

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

事 務 局 議 長

委 員 議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

委 員

長

長

議

議 長

事 務 局

議

12番

日程第4 議案第23号 農地法第5の規定による許可申請について

日程第4議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について審 議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に現地を確認してきました。申請地は、○○○○の南側に位置します。 現地は、40cm 程度の草が生えていましたが、数日前に除草剤が撒かれたよう な様子でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和2年 7月に除外認可を受けております。

譲受人は、日高市に本社を置く、造園業を営む事業者です。現在、譲受人 において、専用の資材置場を有しておらず、自宅敷地内に資材等を置いてい る状況です。業務効率上の観点から、資材等を一括して置ける環境が望まし

議 長

事 務 局

いことから、今回の申請に至ったものです。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的は妥当であると思われます。 只今、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

員ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

〈議案朗読〉

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事務局より2番の朗読をお願いします。

本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願いします。

22日に現地を確認してきました。申請地は、高富の交差点を東に200m程進んだ左側に位置します。現地は、地番4番6は草が1m程度、地番4番7は草が2m程度生えていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和2年 7月に除外認可を受けております。

譲受人は、東京都渋谷区に本社を置き、食品加工機、厨房機器の製造及び販売を行う事業者です。譲受人の事業内容において、顧客増加に伴い製品生産が間に合わない状況、また、新製品の開発を計画している関係から、この状況を解消及び達成するために、敷地を拡張し新規に工場を建築するため、今回の申請に至っています。

なお、工場ということで、工場排水が懸念されますが、新設工場では、主に製品の組み立てをする作業工程となるため、工場排水は発生せず、事務所の生活排水のみとなっています。なお、生活排水は、合併浄化槽を経由して、南側の道路側溝へ排水します。また、既存倉庫の東側の駐車場部分を新設工場用地とすることで、駐車場が無くなってしまいますが、新設工場の地下に駐車場を設置するため、駐車場に不足が生じることはありません。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

只今、4番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

申請地ごとの所有者を教えてください。

他に質疑がありましたらお願いします。

心に貝然が切りよしたりや順くしょり。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

議 長

委 員

長

議

委員

議長

議 事 務 局

議 長

4番

議 長 事 務 局

議長

8番

事 務 局

議長

委 員

議長

委 議 議 議 議 議 委 議 委 議 議

事 務 局 7番 事 務 局

事務局 議 長 事 務 局 異議なし。

員

長

長

長

長

長

員

長

員

長

长

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事務局より3番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に現地を確認してきました。申請地は、JAいるま野高麗支店の西側 に位置します。現地は、きゅうり、オクラなどが作付けされていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は○○○○として、市内で障害福祉施設○○○を運営する法人です。 この度、申請地の向かい側にある、○○○○という店舗を有する○○○施設 において、駐車場が不足していることで申請に及んだもので、現在、この施 設には6台分の駐車スペースがありますが、来客用及び施設への搬入搬出用 の車両用に使用しています。この利用状況の中、施設利用者と職員用の駐車 スペースがなく、近隣の同法人が運営する施設に車両を置いている状況です。 施設利用者には障がい者もおり、徒歩で通うには危険が伴うことから近隣に 駐車場を設置するという計画です。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま す。

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願 いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第5 議案第24号 農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第5議案第24号農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定によ る農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

議事に入ります前に、議事参与の制限により、1番は退室をお願いし ます。

それでは、事務局より1番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地は、駒寺野新田地内の○○○の北東方面に位置し、鶴ヶ島市大字 町谷地区に近接した場所です。現地は、草が 20cm 程度生えていました。

借受人は、市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数 は300日、主にトマトなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借 受人の経営地と近接しており、引き続き耕作をしていくため、利用権の更新

を目的としています。 長 只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。 議 委 員 ありません。 議 長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。 委 員 異議なし。 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し 議 てください。1番の入室をお願いします。

願いします。

2番の議事に入ります前に、議事参与の制限により、13番は退室をお

それでは、事務局より2番の朗読をお願いします。

務局〈議案朗読〉

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地は、日高高校を基準に高校通りを高麗川方面に進み、カーブを過ぎた300m先に位置します。現地は、草が20cm程度生えていました。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は300日、主にとうもろこし、ニンニクなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。 ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。13番の入室をお願いします。

日程第6 議案第25号 別段の面積の設定について

日程第6議案第25号別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

農地法第3条の許可要件の一つに経営農地の下限面積が定められています。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定(県50a、道200a)以上ならないと許可しないとするものです。いわゆる5反要件です。

なお、地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などから、地域の実 情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ「別段

事 務 局 議 長

議

長

事 務 局

議 長 委 員

議長

委 員

長

議

議長

事務局

の面積」を定めることができることになっています。日高市の場合は、 高麗地区が3反に引き下げられています。

なお、この下限面積については、毎年、設定又は修正の必要性を審議 することとなっています。

<この後、資料に基づき説明>

議 2番 只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。 確認ですが、全国的に下限面積は設定されているのですか。

事 務 局

農地法において、北海道が 2 ha、都府県が 50 a と定められています。また、地域の実情等から各農業委員会において、別段の面積を定めている状況です。

3番

高萩地区の30未満の経営体件数を教えてください。

また、下限面積を下げた場合、新規参入の促進に繋がる可能性は、どうでしょうか。

事務局

高萩地区は1件です。

新規に就農したい方には、下限面積が緩和されたほうが参入しやすいかも しれません。ただし、就農者自体の経営規模、既存農業者とのバランスなど を考慮する必要があると思われます。

6番

今後、遊休農地を減少させる方法として、別段の面積を検討してもよろしいと思います。

議長

他に質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件は、 原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は、原案のとおり別段の面積の変更は行わない ことと決しました。

日程第7 専決処分の報告について

議長

日程第7専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。